

## 広島県登録リサイクル製品の登録の申請に関する審査基準

広島県生活環境の保全等に関する条例(平成15年広島県条例第35号(以下「条例」という。))第80条に基づく登録の申請に関して、次のとおり定める。

1 条例第80条第1項に基づき規則で定める要件について、その審査基準は次のとおりとする。

条例第80条第1項	審査基準
前条の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。	
(規則で定める要件) 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第61条	
一 県内で生産等をされるリサイクル製品であること。	
二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされるリサイクル製品であること。	
三 申請時において既に県内で販売されているリサイクル製品であること。	① 県内で原則1年以上販売実績があるリサイクル製品であること。ただし、半年以上の継続的な実績があるものであって、他の基準を満たしていると判断されるものについては、この限りではない。
四 当該リサイクル製品の使用又は購入を推奨することが県内における資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化のために適当であると認められること。	② 登録製品が、廃棄物処理法の適用を免れるために製造されているものでないこと。 ③ リサイクル製品の生産等をする者(法人の場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号ニに規定する法人の役員、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の7に規定する使用人を含む。)が、環境関係法令に違反して、その生産等をするリサイクル製品の使用又は購入を推奨することが適当でないと認められる特定の処分(特定の処分の内容については、別紙のとおり。)を受けていないこと。 ただし、この処分を受けた日から3年を経過している場合は、この限りではない。
五 その他知事が別に定める基準を満たしていること。	④ 登録製品が、広島県リサイクル製品登録制度実施要綱第3条の2に定める基準を満たしていること。

2 条例第 83 条の規定に基づき登録を取り消された製品の再登録申請に対する対応については、次のとおりとする。

- ・ 広島県登録リサイクル製品の登録の取消に関する基準に定める判断基準のうち、①、②、⑥及び⑨の理由により登録を取り消された製品が再び登録要件を満たすこととなった時には、登録対象とする。

- ・ 同じく③、④、⑤、⑦及び⑧の理由により登録を取り消された事業者が製造する製品は、取り消された日から3年間は登録対象としない。

ただし、④の理由で登録を取り消された場合で、その原因となった特定の処分が停止命令であった場合、登録対象としない期間は、取り消された日から停止命令を受けた日数の期間とする。

#### 附則

この基準は、平成 24 年 7 月 26 日から施行する。